



# 島根県報

平成30年3月30日（金）

号外第51号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【規 則】**

島根県青少年の健全な育成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

（青少年家庭課） 2

**公布された条例等のあらまし****◇島根県青少年の健全な育成に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第41号）**

## 1 規則の概要

- (1) 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が携帯電話インターネット接続役務の提供に関する契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をするに当たり、当該契約に係る携帯電話端末等の使用者が青少年である場合にその保護者に対して交付しなければならない書面に記載する事項として、保護者が青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない旨の申出をするときは、条例に規定する青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講じないことがやむを得ないと認められる理由が必要であることを追加することとした。（第8条の2関係）
- (2) 青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講じないことがやむを得ないと認められる理由を次のとおり定めることとした。（第8条の3第1項関係）
  - ア 携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける青少年が就労しており、当該携帯電話インターネット接続役務の提供に関する契約に係る特定携帯電話端末等に青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることにより当該青少年の業務に著しい支障を生ずること。
  - イ 携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける青少年が心身に障害を有し、又は疾病にかかっており、当該携帯電話インターネット接続役務の提供に関する契約に係る特定携帯電話端末等に青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることにより当該青少年の日常生活に著しい支障を生ずること。
  - ウ 保護者が携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける青少年の当該役務の利用状況を適切に把握すること等により、当該青少年がインターネット上の有害情報を閲覧することがないようにすること。
- (3) 島根県青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う規定の整理
- (4) その他規定の整理

## 2 施行期日

平成30年5月1日から施行することとした。ただし、1の(4)については、公布の日から施行することとした。

**規 則**

島根県青少年の健全な育成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**島根県規則第41号**

島根県青少年の健全な育成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

島根県青少年の健全な育成に関する条例施行規則（昭和40年島根県規則第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第8号中「強姦<sup>かん</sup>」を「強制性交等」に改める。

第8条の2第1号及び第2号を削り、同条第3号中「第25条の2第2項」を「第25条の2第2項第1号」に改め、同号を同条第1号とし、同条に次の1号を加える。

- (2) 保護者が青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない旨の申出をするときは、条例第25条の2第2項第2号に規定する青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講じないことがやむを得ないと認められる理由が必要であること。

第8条の3の見出し中「利用しないこと」を「利用しないこと等」に改め、同条第1項中「第25条の2第2項」を「第25条の2第2項各号」に改め、同項第1号中「利用することで」を「利用すること又は当該携帯電話インターネット接続役務の提供に関する契約に係る特定携帯電話端末等に青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずること（次号にお

いて「青少年有害情報フィルタリングサービスの利用等」という。)により」に改め、同項第2号中「青少年有害情報フィルタリングサービスを利用することで」を「青少年有害情報フィルタリングサービスの利用等により」に改め、同条第2項中「第25条の2第2項」を「第25条の2第2項各号」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成30年5月1日から施行する。ただし、第2条第1項第8号の改正規定は、公布の日から施行する。